

政令第 号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（政策立案総括審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官）」に改め、同条第一項中「大臣官房に」の下に「、政策立案総括審議官」を加え、「六人」を「五人」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 政策立案総括審議官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

理由

環境省の所掌事務の的確な遂行を図るため、新たに大臣官房に政策立案総括審議官を置く必要があるからである。